

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。  
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
 3 転勤(転職)等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。  
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

千葉県長南町長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒									
令和 年 月 日提出			フリガナ										
			氏名又は名称										
			代表者の職氏名印	Ⓢ									
		個人番号又は法人番号											
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日							
受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏名	円	月から	月から	..							
生年月日	昭和・平成	年 月 日	円	月まで	月まで								
個人番号													
1月1日現在の住所													
給与の支払を受けなくなった後の住所													

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者指定番号				※市町村ごとに異なります	
宛名番号					
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係				
	氏名				
	電話	(内線 )			
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額		
	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) ( 月分で納入 ) ( 月 日納期分 ) 3. 普通徴収 (理由)		控除社会保険料額		
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)				円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため( 月 日申出)		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		.	円	円
異動者印		.	円	円

相続人の氏名等		
氏名	続柄	
住所		
電話		

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		氏名	月割額 円を		
フリガナ			電話	月分から徴収し、納入します。		
氏名又は名称			(内線 )		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
代表者の職氏名印	Ⓢ			納入書 要 ・ 不要		

【提出先】 〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 長南町役場税務住民課